

適切な意思決定支援に関する指針

【基本方針】

当院では、患者が最善の医療・ケアを受けられるように、患者・家族等と医師をはじめとする医療従事者が協力することを目指します。医療従事者は患者・家族等に対し病状や予後について十分に説明し、今後の方針について患者・家族等と繰り返し話し合い、患者の意思決定を尊重した医療・ケアを提供します。

【人生の最終段階における医療・ケアの在り方】

医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者が医療・ケアチームと話し合いを行い、患者による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要です。

また、患者の意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、患者との話し合いが繰り返し行われる必要があります。

さらに、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、患者との話し合いが繰り返し行われることが重要です。この話し合いに先立ち、患者は特定の家族等を自らの意思を推定する者（代理意思決定者）として前もって定めておくべきです。

人生の最終段階における医療・ケアについて医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、患者・家族等の意向を尊重しつつ、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を元に慎重に判断されます。

医療・ケアチームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要です。

*生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、本指針では対象としません

。

【人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続】

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

I. 患者の意思の確認ができる場合

1) 方針の決定は、患者の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要です。

そのうえで、患者と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた患者による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。

2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、患者が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要です。この際、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要です。

3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

II. 患者の意思の確認ができない場合

1) 家族等が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とします。

2) 家族等が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて患者に代わる者として家族等と十分に話し合い、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とします。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行います。

3) 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者にとっての最善の治療方針を医療・ケアチームで相談し、実施することを基本とします。

4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

●認知症などで自らが意思決定をすることが困難な場合
障害者や認知症等で、自らが意思決定することが困難な場合は、厚生労働省作成の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」²を参考に、出来る限りご患者の意思を尊重し、反映しながら意思決定を支援します。

●身寄りがない患者様における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、患者の判断能力の程度や人員、費用などの資力の有無、信頼できる関係者の有無などにより状況が異なります。介護・福祉サービスや行政の関わりなどを利用して、ご患者の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」³を参照し、支援します。

【多職種及び複数の専門家からなる委員会の設置】

治療方針の決定に際し、

ア)医療・ケアチームの中で、心身の状態等により医療・ケア内容の決定が困難な場合

イ)患者と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケア内容についての合意が得られない場合

ウ)家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケア内容についての合意が得られない場合

エ)医療・ケアの決定に際して、より専門的な評価が必要な場合

上記ア)～エ)に該当する場合、医療・ケアチームの申し入れにより、当院の以下の専門チームに相談します。

<専門チーム>

- ・臨床倫理コンサルテーションチーム
- ・リエゾンチーム
- ・緩和ケアチーム

- ・ 認知症ケアチーム
など

参考文献

- 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン. 2018. 厚生労働省
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン. 2018. 厚生労働省
- 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン. 2019. 厚生労働省

2024年 4月 23日

加古川中央市民病院診療部
臨床倫理委員会
緩和ケアセンター